

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第二十七號

昭和十六年六月鳥取縣條例第四號鳥取縣水産製品検査手数料條例を次のように改める。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表

品

目

検査手数料

節類

魚類乾製品

十貫に付 三五〇錢

鹽辛製品

一貫に付 九〇

澁海苔

同 三三

和布製品

十帳に付 一一〇

水産動物質肥料

一貫に付 一二五
十貫に付 九二

昭和二十二年十月二十四日
第一千八百五十四號

金 庫 員

ゝか製品

一貫に付 七五

煉製品

同 九〇

加工昆布

同 一一〇

海藻

十貫に付 七二〇

魚油

一罐に付 六五

魚類鹽藏品

一貫に付 三二

附則

この條例は昭和二十二年九月十日からこれを適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百七十三號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡上私都村大字福地二八六
現住所及開業地 鳥取市元魚町二丁目一山田方
昭和二十二年十月二十日第一、二二六號
安・藤 君子

明治四十一年三月九日生

鳥取縣告示第四百七十四號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡黒坂町大字黒坂一、三七八
前住所及開業地 同

現住所及開業地 日野郡溝口町大字古市六二〇

昭和二十二年十月七日住所移轉により助産婦名簿訂正願
出たので同年十月二十日訂正

佐 伯 とらの

明治十三年十二月二十七日

鳥取縣告示第四百七十五號

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡縣村大字福高二三六
開業地 同

昭和二十二年九月二十九日東京都へ轉出により助産婦名
簿取消方願出たので同年十月二十日取消

船 岡 清 枝

大正十一年四月十三日生

鳥取縣告示第四百七十六號

昭和十八年厚生省告示第六十六號「健康保險及船員健康
ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康
保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定
方法」第一號の規定により診療報酬點數表及び齒科診療
報酬點數表に基く一點單價を四圓に定め健康保險及び船
員保險に付ては昭和二十二年九月一日から國民健康保險
に付ては昭和二十二年十月一日からこれを適用する。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百七十七號

物價統制令第四條の規定により稚茅及び稚茅製疊表の販
賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

販賣價格

品名	規格	單位	最終販賣價格
乾燥稚茅	長二尺以上	一貫	二〇圓五〇
疊表	バルブ糸三六並	一枚	八〇、〇〇

一、本表價格は農業倉庫渡しとする。

鳥取縣告示第四百七十八號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における石油配給
公團又は石油販賣業者が石油を販賣する場合の加算額を
次のように指定し昭和二十二年七月鳥取縣告示第三百四
號(石油販賣業者が石油を販賣する場合の加算額指定の
件)はこれを廢止する。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月十八日物價廳告示第四百八號中二の(九)により石油の統制額に加算することができる額
一、石油配給公團又は石油販賣業者が持届販賣をする場
合

種別	單位	加算額
(A) 八軒以内の賣證者に持届の場合	一本	六〇、〇〇
ドラム罐	一個	六、〇〇
一八立罐	一甕	〇、四〇
半個体機械油中味	一八立	四、〇〇

(B) 八軒をこえる場合は二軒毎に一〇立又は一〇甕につき
一圓を加算することができる。
二、特殊荷渡し設備において賣渡しの場合
(石油配給公團又は石油販賣業者所在地港内船舶に配給
する場合)

種別	單位	加算額
(C) 海上船舶に對し陸上給油施設より配給する場合	一八立	三、五〇

